

# 長崎市事業持続化支援金（小売・飲食店）

## 制度概要

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている

**小売・飲食店**に対し**支援金**を支給します。

### 対象事業者

長崎市内で営業する小売業、飲食店

### 申請要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少し、次のいずれかに該当すること
  - (1) 1年以上継続して事業を行っている方  
原則として、2020年3～5月の任意の1か月の売上が前年同月に比して20%以上減少していること。
  - (2) 3か月以上1年未満の事業者又は単純な売上の前年比較が困難な方は、次のア～ウのいずれかに該当すること。（セーフティネット保証制度4号の取扱いに準ずる。）
    - ア 2020年3～5月の任意の1か月の売上が、同月・同前月・同前々月の3か月間の平均売上より20%以上減少していること。
    - イ 2020年3～5月の任意の1か月の売上が、2019年12月の売上より20%以上減少していること。
    - ウ 2020年3～5月の任意の1か月の売上が、2019年10～12月の平均売上より20%以上減少していること。
2. 2018年度までの市税を滞納していないこと。
3. 申請者等は暴力団等に関与していないこと。

### 支給額

上記申請要件を満たす  
2020年3～5月の任意の1か月の売上減少額×3か月分  
支給上限額は30万円

## 募集期間

令和2年4月22日（水）～令和2年6月30日（火）※必着  
原則郵送にて受付（※新型コロナウイルス感染拡大を防止するためご協力ください。）

## 主な活用事例

- ・ 事業を維持するための経費（家賃、人件費など）
  - ・ 新型コロナウイルス感染防止のための経費
  - ・ 新型コロナウイルス収束後に向けた経営基盤強化のための経費
- ※支援金の具体的な活用内容や領収書等のご提出は必要ありません。

## 提出先（郵送）

〒 850-8685  
住所 長崎市桜町 4-1 商工会館 4 階  
宛先 長崎市商工振興課

## 問合せ先

長崎市商工振興課  
TEL : 095-829-1150

# よくある質問



申請方法を教えてください。

申請書類等を長崎市ホームページから入手いただくか、次のいずれかの窓口でお受け取りいただき、必要事項を記載のうえ、長崎市商工振興課にご郵送ください。

## 【申請書類等設置窓口】

### ① 各地域センター

- ・ 中央地域センター
- ・ 小ヶ倉地域センター
- ・ 小榊地域センター
- ・ 西浦上地域センター
- ・ 滑石地域センター
- ・ 福田地域センター
- ・ 茂木地域センター
- ・ 式見地域センター
- ・ 日見地域センター
- ・ 東長崎地域センター
- ・ 三重地域センター
- ・ 外海地域センター
- ・ 琴海地域センター
- ・ 土井首地域センター
- ・ 深堀地域センター
- ・ 香焼地域センター
- ・ 伊王島地域センター
- ・ 高島地域センター
- ・ 野母崎地域センター
- ・ 三和地域センター

### ② 消費者センター

### ③ 長崎商工会議所

### ④ 長崎市内の各商工会

- ・ 東長崎商工会
- ・ 長崎市北部商工会
- ・ 長崎南商工会

### ⑤ 長崎県中小企業団体中央会



申請に必要な書類を教えてください。

- ① 支給申請書
- ② 長崎市で事業を営んでいることがわかる書類（営業許可証の写し、登記事項証明書の写し、確定申告書の写し等）
- ③ 店舗単位の減少月の売上（事業収入）を示した帳簿等の写し
- ④ 店舗単位の減少月の前年同月の売上（事業収入）を示した帳簿等の写し
- ⑤ 市税納付に係る誓約書兼同意書
- ⑥ 暴力団等の排除に関する誓約書
- ⑦ 役員名簿（個人事業者は提出不要）
- ⑧ 振込先の通帳の表紙見開き 1 枚目の写し

※ 前年実績のない事業者の方は、申請書等が異なりますので、ご相談ください。



複数の事業所（店舗）がある場合はどうなりますか。

事業所（店舗）ごとに申請をお願いいたします。  
なお、申請要件の確認については店舗ごとに行います。



営業期間が3ヶ月に満たない場合はどうなりますか。

営業期間が3か月に満たない場合は、支給の対象外となります。



支払いは振込ですか、現金ですか。

支払いは振込となります。審査終了後速やかに支給いたします。



申し込みは窓口でもできますか。

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、原則郵送のみの受付となります。

令和2年 月 日

(あて先) 長崎市長 田上 富久

申請者 所在地  
名称 (屋号)  
代表者 職・氏名 (印)  
(担当) (TEL)

長崎市事業持続化支援金 (小売・飲食店) 支給申請書

当社 (私) は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大のため、下記のとおり売上が減少しました。

つきましては、長崎市事業持続化支援金 (小売・飲食店) の支給を受けるため、次のとおり申請します。

なお、本申請内容に虚偽があった場合には、支援金の支給の取消し及び返還に異議なく応じます。

1 申請対象店舗

店舗名	
住所	
開業年月日	
該当業種コード番号 (別紙業種一覧から選択)	
事業内容	

2 振込先 ※振込口座通帳の表紙の裏の写を添付してください。

下の口座については、当社 (私) が使用する口座に間違いありません。

金融機関名		(金融機関コード)
支店名等		(支店コード)
預金種別	1.普通 2.当座 (該当するものを○で囲んでください)	
口座番号	(右づめで記入)	
フリガナ 口座名義人		

(注) ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名、店番、預金種目及び口座番号を記入すること。

第1号様式の1

1. 1年以上継続して事業を行っている方

3 申請要件の確認（表1）

[確認の基準] 2020年3～5月の任意の1か月の売上が前年同月に比して20%以上減少していること。

[上限額]・2020年3月～5月のうち最も減収額の大きい月（対前年比20%以上）の売上差額×3か月分が上限で、最大300,000円

	売上（実績）			
	① 2019年	② 2020年	増減額 (①-②)	対前年比 (①-②)/① * 100
3月	円	円	a 円	%
4月	円	円	b 円	%
5月	円	円	c 円	%

4 委任状

※振込先が申請者と異なる場合は、次の事項にもご記入ください。

会計管理者 様

委任者 所在地

名称

代表者 職・氏名

④

当社（私）が申請する長崎市事業持続化支援金（小売・飲食店）の受領については、次の者に委任します。※下記のいずれかをご記入ください。

受任者（個人）	受任者（法人）
住所	所在地
氏名	商号または名称
	氏名

-----以下は事務局にて記入-----

<支援金確定額>

A 300,000 円

表1において対前年比20%以上を満たす月のa～cの最大値を記入

a・b・c 円 ×3か月 = B 円

支援金確定額 A・B 円(A・B価格の低い方を選択)

令和2年 月 日

(あて先) 長崎市長 田上 富久

申請者 所在地

名称 (屋号)

代表者 職・氏名

⑨

(担当)

(TEL)

### 長崎市事業持続化支援金 (小売・飲食店) 支給申請書

当社 (私) は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大のため、下記のとおり売上が減少しました。

つきましては、長崎市事業持続化支援金 (小売・飲食店) の支給を受けるため、次のとおり申請します。

なお、本申請内容に虚偽があった場合には、支援金の支給の取消し及び返還に異議なく応じます。

#### 1 申請対象店舗

店舗名	
住所	
開業年月日	
該当業種コード番号 (別紙業種一覧から選択)	
事業内容	

#### 2 振込先 ※振込口座通帳の表紙の裏の写しを添付してください。

下の口座については、当社 (私) が使用する口座に間違いありません。

金融機関名		(金融機関コード)
支店名等		(支店コード)
預金種別	1.普通 2.当座 (該当するものを○で囲んでください)	
口座番号	(右づめで記入)	
フリガナ 口座名義人		

(注) ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名、店番、預金種目及び口座番号を記入すること。

第1号様式の2

2. 3か月以上1年未満の事業者又は単純な売上額の前年比較が困難な方

2 申請要件の確認

[確認の基準] ア～ウを選択することができます。いずれか1つに○をつけて下記の表をご記入ください。

- ア 2020年3～5月の任意の1か月の売上が、同月・同前月・同前々月の3か月間の平均売上に比して20%以上減少していること。
- イ 2020年3～5月の任意の1か月の売上が、2019年12月の売上に比して20%以上減少していること。
- ウ 2020年3～5月の任意の1か月の売上が、2019年10月～12月の平均売上に比して20%以上減少していること。

[上限額] ・2020年3月～5月のうち最も減収額の大きい月(対前年比20%以上)の売上差額×3か月分が上限で、最大300,000円

ア 2020年3～5月の任意の1か月の売上が、同月・同前月・同前々月の3か月間の平均売上に比して20%以上減少していること。

	①	②	増減額 (①-②)	対比率 (①-②)/① * 100
任意の1か月を含む同月・同前月・同前々月の平均売上※	月～月 円			
2020年 3月の売上		円	a 円	%
2020年 4月の売上		円	b 円	%
2020年 5月の売上		円	c 円	%

※任意の1か月が、3月の場合…2020年1月～3月の平均売上を記入  
 4月の場合…2020年2月～4月の平均売上を記入  
 5月の場合…2020年3月～5月の平均売上を記入

第1号様式の2

2. 3か月以上1年未満の事業者又は単純な売上額の前年比較が困難な方

イ 2020年3～5月の任意の1か月の売上が、2019年12月の売上に比して20%以上減少していること。

	①	②	増減額 (①-②)	対比率 (①-②)/① * 100
2019年 12月売上	円			
2020年 3月の売上		円	a 円	%
2020年 4月の売上		円	b 円	%
2020年 5月の売上		円	c 円	%

ウ 2020年3～5月の任意の1か月の売上が、2019年10月～12月の平均売上に比して20%以上減少していること。

	①	②	増減額 (①-②)	対比率 (①-②)/① * 100
2019年10月～ 12月平均売上	10月～12月 円			
2020年 3月の売上		円	a 円	%
2020年 4月の売上		円	b 円	%
2020年 5月の売上		円	c 円	%

#### 4 委任状

※振込先が申請者と異なる場合は、次の事項にもご記入ください。

会計管理者 様

委任者 所在地

名 称

代表者 職・氏名

㊤

当社（私）が申請する長崎市事業持続化支援金（小売・飲食店）の受領については、次の者に委託します。※下記のいずれかをご記入ください。

受任者（個人）	受任者（法人）
住所	所在地
氏名	商号または名称
	氏名

-----以下は事務局にて記入-----

<支援金確定額>

A 300,000 円

表1において対前年比20%以上を満たす月のa～cの最大値を記入

a・b・c 円 ×3か月 = B 円

支援金確定額 A・B 円(A・B価格の低い方を選択)

# 長崎市事業持続化支援金（宿泊事業者）

## 制度概要

新型コロナウイルス感染症拡大により経済的に大きな影響を受けている

**宿泊事業者**に対し**支援金**を支給します。

### 対象施設

長崎市内で旅館業法による営業許可を受けて営業するホテル・旅館及び簡易宿所で次に該当しないもの。

- ・研修施設、福利厚生施設、ラブホテル等または同様の形態で営業を行っている施設であるもの。
- ・令和2年4月1日以降に旅館業の営業許可を受けたもの。

### 申請要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、次のいずれかに該当すること。
  - (1) 1年以上継続して事業を行っている方  
原則として、2020年3～5月の任意の1か月の売上が前年同月に比して20%以上減少していること。
  - (2) 業歴が3か月以上1年未満の事業者又は単純な売上の前年比較が困難な方は、次のア～ウのいずれかに該当すること。
    - ア 2020年3～5月の任意の1か月の売上が、同月・同前月・同前々月の3か月間の平均売上に比して20%以上減少していること。
    - イ 2020年3～5月の任意の1か月の売上が、2019年12月の売上に比して20%以上減少していること。
    - ウ 2020年3～5月の任意の1か月の売上が、2019年10月～12月の平均売上に比して20%以上減少していること。
2. 2018年度までの市税を滞納していないこと。
3. 申請者等は暴力団等に関与していないこと。

### 支給額

宿泊施設の客室定員に応じて算定を行う。

客室定員 × 30,000円 = 支給額

※ただし、申請要件に応じて上限額があります。（下記参照）

### 支給上限額

2020年3月～5月のうち最も減収額の大きい月（対比20%以上）の減収額×3か月分が上限で、最大3,000,000円

### 客室定員の考え方

長崎市生活衛生課に届出されている客室定員とします。（2020年3月31日時点）ただし、届出から変更がある場合は客室定員が確認できる書類を添付してください。

## 募集期間

令和2年4月22日（水）～令和2年6月30日（火）

**※必着**

## 主な活用事例

- ・ 宿泊施設を維持・管理するための経費（人件費・家賃等）
  - ・ 宿泊施設内における衛生管理対象費
  - ・ 宿泊事業者のサービス向上及び施設の機能向上に係る経費等
- ※支援金の具体的な活用内容や領収書等のご提出は必要ありません。

## 提出先（郵送）

〒850-8685 長崎市桜町4-1 商工会館4階  
長崎市観光推進課

## よくある質問



申請方法を教えてください。

様式を長崎市のホームページからダウンロードし、郵送にてお申込み下さい。



申請に必要な書類を教えてください。

- ① 交付申請書
- ② 減収月等の売上を示した帳簿等の写
- ③ 市税納付に係る誓約書兼同意書
- ④ 暴力団等の排除に関する誓約書
- ⑤ 役員名簿（個人事業者は提出不要）
- ⑥ 振込口座通帳の表紙の裏の写
- ⑦ 客室定員がわかるもの（該当者のみ）



複数の宿泊施設を営んでいる場合はどうなりますか？

近接敷地及びエリア内で同一営業者が複数の施設を営んでいる場合は、上限額は合算して3,000,000円とします。



営業期間が3か月に満たない場合はどうなりますか？

申請時点で営業期間が3か月に満たない場合は、交付の対象外となります。



先着順の交付ですか？

要件を満たす皆様へ全て交付する制度となっています。  
ただし、6月30日（火）までに書類の提出が必須となります。



支払いは振込ですか、現金ですか？

支払いは振込とさせていただいており、審査、処理が済み次第、  
速やかにお振込みいたします。



申し込みは窓口でもできますか？

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため原則、郵送のみの受付として  
います。郵送が困難な場合は、下記までお問い合わせください。

**問い合わせ**

**長崎市旅館ホテル連合会**  
(平日 9:30~17:00)

**095-821-3543 もしくは 095-821-3544**



令和2年 月 日

(あて先) 長崎市長 田上 富久

申請者 所在地

名 称

代表者 職・氏名

⑩

(担当)

(TEL)

## 長崎市事業持続化支援金（宿泊事業者）交付申請書

当社（私）は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大のため、次のとおり売上が減少しました。

つきましては、長崎市事業持続化支援金（宿泊事業者）の交付を受けるため、次のとおり申請します。

なお、本申請内容に虚偽があった場合には、支援金の交付の取消及び返還に異議なく応じます。

## 1 申請対象施設名

宿泊施設名	客室定員
	人

※客室定員は、長崎市生活衛生課に届出されている人数とします。(2020年3月31日時点)  
ただし、届出から変更がある場合は客室定員が確認できる書類を添付してください。

## 2 振込先 ※振込口座通帳の表紙の裏の写を添付してください。

次の口座については、当社（私）が使用する口座に間違いありません。

金融機関名		(金融機関コード)
支店名等		(支店コード)
預金種別	1.普通 2.当座 (該当するものを○で囲んでください)	
口座番号 (右づめ)		
フリガナ 口座名義人		

(注) ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名、店番、預金種目及び口座番号を記入すること。

第1号様式の1

1. 1年以上継続して事業を行っている方

3 申請要件の確認

[確認の基準] 2020年3～5月の任意の1か月の売上が前年同月に比して20%以上減少していること。

[上限額] ・2020年3～5月のうち最も減収額の大きい月（対前年比20%以上）の減収額×3か月分が上限で、最大3,000,000円  
 ・近接敷地及びエリア内で同一業者が複数の施設を営業している場合も上限額は合算して3,000,000円。

任意の1か月 いずれか1つに○をつけてください。	売上（実績）			
	① 2019年	② 2020年	減収額 (①-②)	売上減少率 (①-②)/①×100
3月	円	円	a 円	%
4月	円	円	b 円	%
5月	円	円	c 円	%

※募集期間中、申請は1宿泊施設につき1回限りとします。例えば5月に申請した後に6月に再申請することはできないため、金額等については十分に確認のうえ申請してください。

4 委任状 ※振込先が申請者と異なる場合は、次の事項にもご記入ください。

会計管理者 様

委任者 所在地

名称

代表者 職・氏名

印

当社（私）が申請する長崎市事業持続化支援金（宿泊事業者）の受領については、次の者に委任します。※下記のいずれかをご記入ください。

受任者（個人）	受任者（法人）
住所	所在地
氏名	商号または名称
	氏名

-----以下は事務局にて記入-----

<確定支給額>

@ 30,000円 ×  =  円 （上限額3,000,000円）

売上減少率20%以上を満たす月のa～cの最大値を記入

円 × 3か月 =  円

確定支給額  円(A・B価格の低い方を選択)

管理番号【  】

## 2. 業歴が3か月以上1年未満の事業者又は単純な売上額の前年比較が困難な方

令和2年 月 日

(あて先) 長崎市長 田上 富久

申請者 所在地  
 名称  
 代表者 職・氏名 ⑩  
 (担当) (TEL)

## 長崎市事業持続化支援金（宿泊事業者）交付申請書

当社（私）は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大のため、次のとおり売上が減少しました。

つきましては、長崎市事業持続化支援金（宿泊事業者）の交付を受けるため、次のとおり申請します。

なお、本申請内容に虚偽があった場合には、支援金の交付の取消し及び返還に異議なく応じます。

## 1 申請対象施設名

宿泊施設名	客室定員
	人

※客室定員は、長崎市生活衛生課に届出されている人数とします。(2020年3月31日時点)  
 ただし、届出から変更がある場合は客室定員が確認できる書類を添付してください。

## 2 振込先 ※振込口座通帳の表紙の裏の写しを添付してください。

次の口座については、当社（私）が使用する口座に間違いありません。

金融機関名		(金融機関コード)
支店名等		(支店コード)
預金種別	1.普通 2.当座 (該当するものを○で囲んでください)	
口座番号 (右づめ)		
フリガナ 口座名義人		

(注) ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名、店番、預金種目及び口座番号を記入すること。





2. 業歴が3か月以上1年未満の事業者又は単純な売上額の前年比較が困難な方

4 委任状 ※振込先が申請者と異なる場合は、次の事項もご記入ください。

会計管理者 様

委任者 所在地  
 名 称  
 代表者 職・氏名 ㊟

当社（私）が申請する長崎市事業持続化支援金（宿泊事業者）の受領については、次の者に委任します。※下記のいずれかをご記入ください。

受任者（個人） 住所 氏名	受任者（法人） 所在地 商号または名称 氏名
---------------------	---------------------------------

-----以下は事務局にて記入-----

<確定支給額>

@ 30,000円 × 人 = A 円 （上限額3,000,000円）

売上減少率20%以上を満たす月のa～cの最大値を記入

a・b・c 円 × 3か月 = B 円

確定支給額 A・B 円(A・B価格の低い方を選択)

# 長崎市事業持続化支援金（軍艦島観光船協議会）

## 制度概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により打撃を受けている

**軍艦島上陸観光を行う事業者**に対し

**支援金**を支給します。

### 給付額

保有する船舶（端島ドルフィン桟橋係船許可を受けているものに限る）1隻の最大定員数に応じて算定。※支援限度額 300 万円

（最大搭載人員数－うち船員(安全誘導員含)）… A

$$\text{支援金額} = 10,000 \text{ 円} \times A$$

※ただし、昨年1年間の売上からの減収分を上限とします。

#### ◆支援金上限額の計算方法

令和2年3月から5月のうち、対前年で最も減収した月

（前年同月比20%以上減収）における収入を比較します。

ただし、支援限度額300万円を超える場合は、300万円を上限とします。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{昨年} \bullet \text{月 (右と同月)} \\ \text{の総売上 (事業収入)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{今年} \bullet \text{月 (3~5月の任意の月)} \\ \text{の総売上 (事業収入)} \end{array} \right] \times 3$$

### 対象事業者

- ・端島見学施設条例第5条に基づき、端島ドルフィン桟橋への係船の許可を受けている事業者。

## 申請要件

- ・原則として、2020年（令和2年）3.4.5月の任意の1ヶ月の売上が前年同月に比して20%以上減少していること。

## 募集期間

- ・令和2年4月21日（火）～令和2年6月30日（火）※必着

## 主な活用事例

- ・事業を維持するための経費（人件費・家賃等）
- ・船舶を含む施設・設備における衛生管理対象費
- ・利用者のサービス向上及び施設の機能向上に係る経費

## 問い合わせ

☎長崎市観光政策課（施設活用係）

TEL：095-829-1152 FAX：095-829-1232

# 長崎市事業持続化支援金（観光バス事業者）

## 制度概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている

**観光バス事業者**に対し**支援金**を支給します。

### 給付額

保有する観光バスの総定員数に応じて算定。※支援限度額 300 万円

（総定員数－乗務員数）… A

支援金額 = 2,000 円 × A

※ただし、次の通り、売上からの減収分を上限とします。

◆支援金上限額の計算方法

令和 2 年 3 月から 5 月のうち、対前年で最も減収した月

（前年同月比 20%以上減収）における収入を比較します。

ただし、支援限度額 300 万円を超える場合は、300 万円を上限とします。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{昨年} \bullet \text{月 (右と同月)} \\ \text{の総売上 (事業収入)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{今年} \bullet \text{月 (3~5 月の任意の月)} \\ \text{の総売上 (事業収入)} \end{array} \right] \times 3$$

### 対象事業者

- ・道路運送法第 4 条に基づく許可を受けており、長崎市内に本社を置く民間観光バス事業者。

### 申請要件

- ・原則として、2020 年（令和 2 年）3.4.5 月の任意の 1 ヶ月の

売上が前年同月に比して 20%以上減少していること。

## 募集期間

- ・令和2年4月21日（火）～令和2年6月30日（火）※必着

## 主な活用事例

- ・事業を維持するための経費（人件費・家賃等）
- ・車両を含む施設・設備における衛生管理対象費
- ・利用者のサービス向上及び施設の機能向上に係る経費

## 問い合わせ

☞長崎市観光政策課（施設活用係）

TEL：095-829-1152 FAX：095-829-1232

# 市税等の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、財産に相当の損失を受けた事業者、売上の急減により納税資力が著しく低下している事業者には、市税等の徴収を猶予することが可能です。随時、個別のご相談に応じています。

## 1.対象者

新型コロナウイルス感染者に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなど、個別の事情が次のようなケースに該当する事業者は、猶予が認められることがあります。

### ①災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

### ②ご本人またはご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

### ③事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

### ④事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

## 2.対象となる税目等

法人市民税や固定資産税などすべての税目  
水道料金、下水道使用料等

## 3.猶予期間

原則1年間（ただしやむを得ない場合は期間延長も検討）  
※水道料金、下水道使用料等については、概ね3か月程度とし、期間延長の相談がある場合は別途応じる。

### 【お問い合わせ先】

長崎市理財部収納課

電話：095-829-1130（直通）

長崎市上下水道局料金サービス課

電話：095-829-1207（直通）